

日 程	平成 29 年 5 月 8 日(月)～10 日(水)
視 察 先 及 び 調 査 項 目	新潟県三条市（8 日午後 3 時～5 時） ・小中一貫教育について ・特別支援教育について
	栃木県宇都宮市（9 日午後 1 時～3 時） ・小中一貫教育について ・特別支援教育について
	埼玉県富士見市（10 日午前 10 時～12 時） ・財政健全化について
参加委員	上羽和幸委員長、小杉悦子副委員長、伊藤清美委員、高橋秀策委員、 田村優樹委員、真下隆史委員、和佐谷 寛委員

調 査 概 要

◎新潟県三条市

対応者：三条市教育委員会 小中一貫教育推進課 教育センター長、指導主事

(1) 小中一貫教育導入の背景

取り組み前は、三条市の現状として「いじめ認知件数」「不登校児童生徒数」の推移を確認し、小学校高学年から増え始め、中学一年生で急増・最大になっていた。

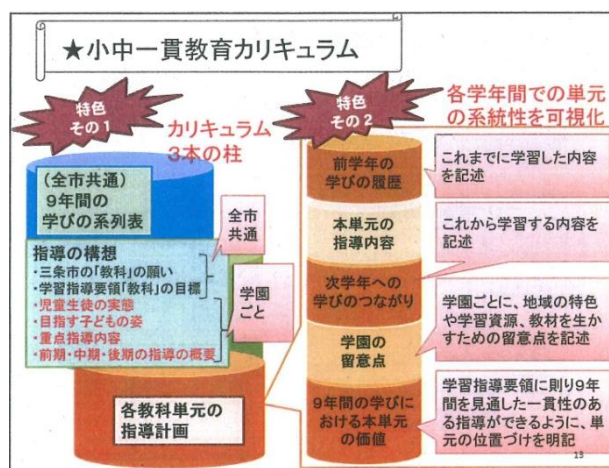
市内小学校 5・6 年生対象に「中学校へ行って心配なことは何？」のアンケート調査を実施し、「勉強・進路・部活動」の実務的要素や、「上級生・新しい友達」のような人的交流への不安が非常に高く、いわゆる「中一ギャップ」が発生している事実を確認した。

平成 19 年から教育制度等検討委員会を設置し、①教育制度 ②学校の適正規模や施設整備・統廃合 ③教育内容の体系的編成 ④関連事項について検討を開始。

平成 20 年から小中一貫教育検討委員会を設置し、その後小中一貫教育基本方針が策定され、モデル校の指定・モデルカリキュラムの作成・小中交流活動の実施・相互乗り入れ授業の実施・一部教科担任制の実施等次々と推進された上で、平成 25 年から全中学校区・全小学校区で実施がなされた。

平成 25 年からは、三条市小中一貫教育推進委員会を設置し、推進指針を策定されその拠点として、小中一貫教育推進課・教育センターが設置された。

更には、小中一貫教育の制度移行として、学校教育法施行規制第 79 条の 9 第 2 項をもとに、平成 29 年度から中学校・小学校併設型 ○○学園に移行が 9 校、平成 30 年から一体型校舎 1 校のみ、学校教育法第 1 条をもとに義務教育学校へと移行される。



(2) 小中一貫の取り組み内容

学年割りの考え方は、小1～4年までを「基礎充実期」「学級担任制」小5～中1年までを「活用期」「一部教科担任制」中2～3年を「発展期」「教科担任制」とし、全体としては授業時間も小中一貫した時間割で取り組まれている。

組織編成として市全体を管轄する、小中一貫教育推進委員会があり、各学校区に小中一貫教育推進協議会を設置、その中に部会として「地域連携部会」「評価・広報活動部会」「共同授業・共同活動部会」があり、地域組織や学校教諭や保護者等々を振り分け分担することで、教諭の負担軽減や地域との繋がりを深める取り組みがなされている。

教諭のスキルアップを図るため教育センターを有効に活用し、「特別支援教育研修」「学力向上研修」「人間関係づくり研修」「ガイダンス研修」「授業力向上研修」等、様々な研修を受講されている。

(3) 取り組み成果

特に課題とされていた中学生の不登校発生率では、全国発生率を下回る結果となっており良好である。

学力の向上では、国語・数学について、全国平均を下回っていましたが、年々右肩上がりの傾向で、全国平均値に近づきつつあり良好である。

生徒に対する様々なアンケートも実施し、交流活動を行うことで「協力性の向上」「中学進学への不安軽減」「中学生へのあこがれ」等々、前向きな思考へ向かっているのが伺えており良好である。

教諭へのアンケートでは、9年間の発達特性を見据えて授業ができ、小中学生のつながりを意識して授業ができていると感じている。

市としての総評は、当市の小中一貫教育は、少少・小中交流活動の充実により、児童生徒の「中学校進学への不安軽減」「人間関係の育成」に成果をあげていると解析している。

◎栃木県宇都宮市

対応者：宇都宮市議会 副議長

宇都宮市教育委員会 学校教育課 指導主事、教育センター 指導主事

(1) 小中一貫教育について

宇都宮市では平成24年度より中学校を核に25の地域学園で、「小中一貫教育・地域学園」を実施している。全市実施により、中学校進学時に学習や生活にうまく適応できる生徒が増えるなど、少しずつ成果が見えている。

具体的な取り組みとして1、小中一貫教育カリキュラムの充実で、教育活動の工夫と改善。2、教職員の相互理解を一層深めることにより、教職員の資質向上。3、地域の教育力の活用をさらに勧めることによる、学校支援の充実を図る。4、自主的・自立的な学校運営の推進により「地域とともにある学校づくり」をすすめる。この4点を基本方針として取り組んでいる。

重点として、①小中一貫教育カリキュラムの実施（4・3・2制）、②小学校で20時間、中学校で15時間授業時間を増加。③中学校教員の小学校への乗り入れ授業（小6が中学校教員の授業を受ける。教科は学校が決める。）小学校教員の中学校への乗り

入れ授業（中学校1年生が、出身小学校教員の参加した授業をうける。）④地域の教育力を生かした教育活動（魅力ある学校づくり地域協議会等との連携、土曜授業）⑤「小中一貫の日」の設定（地域学園の教職員が効果的に打ち合わせができるよう、月一回程度の「小中一貫の日」をつくっている。）

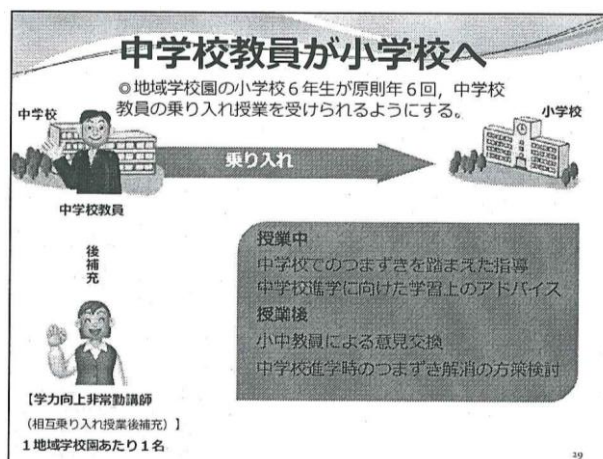
既存施設の利用ですすめている施設分離型、移動や教職員の打ち合わせに時間がかかる。

教員への負担についての声は取り組み始めたころはあったが、現在では当然のようになっている。月一回小中一貫の日を作ることや、推進主任がメール等でやり取りして打ち合わせを進めることとしている。

小中一貫教育は、トップダウンで進めてきたので、今は学校主体へと移行しているところ。

夏休みを短くして、10時間から15時間の授業の確保を、学校裁量で考えるほうが良いが、予備事業時間となっている。土曜授業は親子ふれあいの取組みをしている。

市単費で、乗り入れ授業の後補充や、移動手段の確保をしている。



(2) 特別支援教育について

第2次宇都宮市特別支援教育基本計画を策定し、教職員の研修の体系化、個別支援計画を活用、学校訪問などに重点をおいて行っている。個別支援計画は市として一つの様式を提案している。市発達支援ネットワーク会議を開催で、(子ども発達センター、教育センター、学校長、高等学校、当事者の保護者、幼稚園、保育園、福祉関係者などが、)早期からの一貫した支援のため連携している。

教育センター以外にも、大学、特別支援学校、児相との連携もある。

各学校に「かがやきルーム」を作れた。通常の学級の子どもを取り出し、必要な時間かがやきルームで指導する場合もある。(指導員は教員免許所有者)

認定特別支援学級を持っているので、特別支援学校に行く子ども(障害の重い子ども)が、インクルーシブ教育の中で地元へと移行している。子どもにとってどんな学びの場が必要か保護者、関係者一緒になって考えている。

◎埼玉県富士見市

対応者：富士見市議会 議長、事務局長等

富士見市 財政課長

(1) 富士見市の概要

交通機関の充実、人口増の状況、住宅都市として発展してきた経緯があり、今日に至っては、大規模商業施設のオープンに伴い、交流人口の大幅な増加など、市の税収は、固定資産税や法人市民税収入で約5億円の増加が見られるようになった。

また、平成29年度の当初予算では、一般会計予算総額は約340億円で、前年度比0.9%増と過去最高の予算規模となっており、主に、子育て支援などの社会保障関係

経費の充実のほか、公園整備や土地区画整理事業、学校施設の改修など建設事業費の増などが主な増加要因である。

(2) 財政状況について

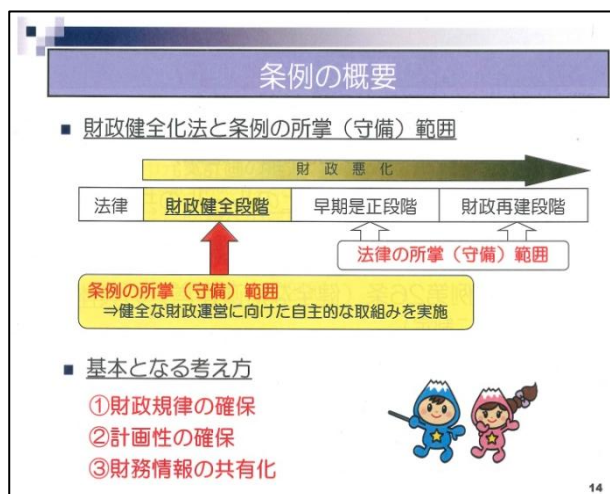
平成27年度の一般会計決算の概要では、歳入総額328.3億円で前年度比6.8億円のマイナスではあるが、市税収入145億円は前年度比プラス1.6億円で給与所得者の増などが特徴的である。人口増の効果が市税収入に大きな効果をもたらしている。

また、歳出総額では314.3億円で前年度比マイナス10.8億円、決算収支では、実質収支10.9億円となり実質収支比率は5.5%と普通会計ベースの5.8%を下回り、県内平均6.9%よりも下であり、その他、財政構造の弾力化については平成27年度で経常収支比率87.3%、地方債現在高は203.9億円である。

(3) 健全な財政運営に関する条例と中期財政計画について

施行前の段階で地方交付税の動向に影響を受けやすい歳入構造が懸念され、自主財源の不足、産業基盤の脆弱化等が課題で、将来的には少子高齢化等に伴う税収の減少なども予測できることから、平成24年度より弾力的かつ持続可能な財政基盤の整備が必要と捉え、富士見市の将来設計になる第5次基本構想計画の推進や、市長公約の富士見市元気計画の推進、増大する扶助費への対応など、公共施設の老朽化対策や安全安心なまちづくりの推進を実行するためには計画的な施策の実施が必要であり、そのための実施財源の確保が必要不可欠となったことから、「健全な財政運営に向けた条例の制定」を行い、財源基盤の整備、計画的な施策を実施するための市民・議会・市の財政運営上のルールなど共通点の認識を明確にし、国の財政健全化法による健全な財政段階の更なる向上、県内では2番目に自治基本条例第26条の具体化にも取り組んでいる。

また、中期財政計画では、設置された条例第14条の規定に基づき、毎年度、総合計画との整合性を図りながら、中期的な財政見通しを推計するなど予算総額ベース・一般会計・特別会計等を計画期間5年間で管理している。



(4) 具体的な財政健全化施策と成果について

条例第9条で定めるところの、活力あるまちづくりの推進による自立的な税収基盤の整備に努めるため、地方交付税に頼らない新たなまちづくりの推進による税収基盤の整備を行い、大規模商業施設の誘致では年間約2500万人、平日でも約2万人が訪れる施設の開業により、固定資産税や法人市民税の増加、交流人口の増加、雇用の促進等まちの魅力向上が見られ、ミニ区画整理の実施2か所では人口増加も約190人あり、都市計画法第34条第11号の区域指定では市街化調整区域における建築許可を取得できるよう取り組んだ結果、若い世代の人口が約200人増加する等の効果があった。

条例第6条償還能力の観点から負債の抑制を図ることについても、臨時財政対策債の借り入れを抑制し、後年度においても交付税措置のない地方債等の借入抑制をすることで、得られる効果としては、後年度財政負担、元利償還金の抑制から、公債費・市債残高・債務償還可能年限や実質債務残高比率等、各種指標の改善が見られる。

また、条例第4条に定めるところの、財政情報の分かりやすい公表による市民との情報共有といった点では、その取り組み内容が評価され、情報公開ランキング（埼玉市民オンブズマンネットワーク）で県内64団体中第2位の実績がある。

(5) 今後の課題・展望について

財政運営目標値の達成、平成30年度以降の目標値の設定、負債の抑制、新たな財源の確保、使用料・補助金等の見直し手法などが上げられ、健全な財政運営の更なる向上を目指す。

(6) 主な質疑に対する回答

健全な財政運営のためにサービスの低下を促すものではない。条例をもとに計画的な運営を行っている。

条例の指標については、議員、市民に公表しており、監査委員による評価は特に行わない。

臨時財政対策債の借入を抑制し、なるべく交付税には頼らないようにしている。

公共施設の管理については、市内の老朽化している公共施設の見直し等、統廃合を考えながら必要最小限に努めている。

財政必要基金の比率（125%）は、標準財政規模から独自に割り出したもので、各市町村で考え方は違う。

今後のまちづくりに係る財源の確保は、企業誘致、雇用の促進等を進めながら、ベッドタウン都市的な部分もある。

高齢人口が増えつつあることから、将来ビジョンとして若者の定着を促すためにも企業誘致、雇用の促進は必要であると考えている。

人口ビジョンを考えると人口減少は避けられない。生産年齢人口も当然減ると考える。市税収入減を考えれば個人税よりも法人税や固定資産税を重視したい。

タウンミーティングは、各会20名程度であるが多いところでは100名くらいのところもある。主に町内会で組織されている。各部長、教育長などの幹部クラスが出向き行っているが、予算に対しては2回程度である。

職員の退職金に関して特に積み立てなどはしていない、基金を持っているわけでもない。総合事務組合が管理運営している。

昼夜人口差は住宅都市の典型であるが、雇用の創出などに力を入れることで昼間の人口増により広く市政に関心を抱くよう努めたい。